

(1)現場代理人の常駐義務の緩和

契約約款第9条第3項の規定に基づく現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いは、以下の通りとする。

- ア 以下に示す期間については、発注者との連絡体制を確保した上で、現場代理人の常駐義務を緩和する。
- (ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (イ) 契約約款第19条第1項又は第2項の規定に基づき、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (ウ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われている期間
 - (エ) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- イ 上記ア以外で、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でない工事については、発注者との連絡体制を確保した上で、現場代理人の常駐義務を緩和する。
- ※ 「工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でない工事」とは、請負代金額4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の工事とする。
 - ※ 契約変更を行っている工事については、変更後の請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）とする。

(2)現場代理人の他の工事の現場代理人又は監理技術者等の兼務

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い常駐義務を緩和された現場代理人は、以下の要件を全て満たす場合には、他の工事の常駐義務を緩和された現場代理人又は専任を要しない他の工事の監理技術者等を兼務することができる。（「現場代理人の兼務届」を提出すること。）

- ア 兼務する工事の件数は、原則として2件とする。ただし、請負代金額の合計が4,000万円未満の場合に限り3件とする。
- イ 兼務する工事の現場間の距離（移動時間）が、一定範囲内であること。
- ※ 「現場間の距離（移動時間）が、一定範囲内」の目安としては、名古屋市内とする。
- ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- エ 受注者は、兼務する他の工事の発注者の承諾を得ていること。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

通知 国土交通省土地・建設産業局建設業課長名通知「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日 国土建第161号）」

(3) 営業所における専任の技術者の現場代理人兼務不可

技術者の専任を要しない規模の工事の現場代理人は、常駐義務が緩和されるが、常駐義務が緩和されたとしても、現場代理人は、基本的には工事現場において、工事現場における運営、取締り及び権限の行使を行わなければならないものであり、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない営業所における専任の技術者が現場代理人になることはできない。